様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日 2023 年 2 月 2 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まつないけんせつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 松内建設株式会社  （ふりがな）まつないよしあき  （法人の場合）代表者の氏名 松内義明　　 印  住所　〒761-8041  香川県高松市檀紙町７６７－２番地  法人番号　5470001003792  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 松内建設のホームページ内  「ＤＸ推進の取組み」 | | 公表日 | 2022年　10月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所（サイトＵＲＬ）：<https://matsunai.jimdofree.com/%EF%BD%84%EF%BD%98%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF/>  ＤＸ推進の取組み内  ■１■ ＤＸ戦略策定の目的にて公表 | | 記載内容抜粋 | 目まぐるしく変化する市場に対して会社としての方針決定、社員への情報共有、取組みを実現できる体制の構築を進める。社会環境の変化に対応できる組織にするためにＤＸ推進に取り組む。  デジタル化によりプロジェクトの全体像や進捗状況の  見える化を進める事と、タスクの再現性を高める事で  作業効率を上げ、削減した時間をアナログでしか成しえ  ない「お客様対応」に充てる事でさらに品質の良い工事  を提供する事が可能になる。  当社で施工し、竣工する工事の品質を高める事でお客様  視点での価値の創出につながる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2022年10月1日　弊社取締役会決議内容に基づく。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 松内建設のホームページ内　「ＤＸ推進の取組み」 | | 公表日 | 2022年　10月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所（サイトＵＲＬ）：https://matsunai.jimdofree.com/%EF%BD%84%EF%BD%98%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF/  ＤＸ推進の取組み内  ■３■松内建設のＤＸ取組みロードマップ  【２】具体的取組の内容（現場）及び【２】具体的取組の内容（組織全体）にて公表 | | 記載内容抜粋 | DX推進委員会によって定めたロードマップに基づき、現場・バックヤード共にIT化､業務の効率化､マニュアル化を進めて効率化を図る。  ■現場セクションにおいては  (1) スマートフォン･タブレット導入。施工業務管理の見える化・施工方法マニュアル化の推進。それによる作業効率の向上。  (2)ICT施工機導入。測量･設計･施工･納品のデータ化。３次元設計データや位置情報などを利用し効率的な施工と安全な施工環境を確保することを目指す。また、従来多大な時間を要していた報告業務を効率化し､長時間労働・人材不足解消を目指す。  ■バックヤード業務  原価管理業務・財務業務での電子化により作業効率化を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2022年10月1日　弊社取締役会決議内容に基づく。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所（サイトＵＲＬ）：https://matsunai.jimdofree.com/%EF%BD%84%EF%BD%98%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF/  ＤＸ推進の取組み内  ■３■松内建設のＤＸ取組みロードマップ  【１】松内建設のＤＸ推進方針内「２．取組みの内容」  及び【３】戦略達成のための人材育成プランにて公表 | | 記載内容抜粋 | ＩＴスキル向上、情報セキュリティ対策への対応の為に  2022年10月1日取締役会にてＤＸ推進委員会設置を決議した。今後はＤＸ推進委員会が定期的な講習の実施と、時代に応じた対策を決定、推進する。  週一度の早朝勉強会にてIT勉強会を月に一回程度実施。施工機械操作方法については現場研修を定期的に実施。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所（サイトＵＲＬ）：https://matsunai.jimdofree.com/%EF%BD%84%EF%BD%98%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF/  ＤＸ推進の取組み内  ■３■松内建設のＤＸ取組みロードマップ  【２】具体的取組の内容（組織）にて公表 | | 記載内容抜粋 | ＜管理部門＞   1. セキュリティ契約締結 2. クラウド契約締結   ＜現場社員＞   1. 作業員全員にモバイル端末配布 2. 作業日報電子化システム構築 3. ＩＣＴ施工機導入   ＜バックヤード＞   1. バックヤード業務マニュアル完成 2. 作業日報システム入力結果を原価システムに一括   入力 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 松内建設のホームページ内　ＤＸ推進の取組み | | 公表日 | 2022年　10月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所（サイトＵＲＬ）：https://matsunai.jimdofree.com/%EF%BD%84%EF%BD%98%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF/  ＤＸ推進の取組み内  ■３■松内建設のＤＸ取組みロードマップ  【４】戦略の達成状況公表にて公表 | | 記載内容抜粋 | 現在から第二段階に移った判断指標  　１．セキュリティ契約締結  　２．作業員全員にモバイル端末配布  　３．バックヤード業務マニュアル完成を確認  第二段階から第三段階へ移った判断指標  　１．クラウド契約締結  　２．作業日報電子化システム構築  　３．ＩＣＴ施工機導入  　４．作業日報システム入力結果を原価システムに吸上げ可能となる |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022　年　10　月　1　日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所（サイトＵＲＬ）：https://matsunai.jimdofree.com/%EF%BD%84%EF%BD%98%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF/  ＤＸ推進の取組み内  ■  代表メッセージ  にて戦略の推進状況等を代表取締役　松内義明がテキストで発信している。 | | 発信内容 | 松内建設では、土木業界でいち早くＤＸ推進する企業として全社一丸となって取り組みます。  目まぐるしく変化する市場に対して  会社としての方針決定、社員への情報共有、実行できる体制の効率化を図り、  社会環境の変化に対応するために2022年１０月1日取締役会でＤＸ推進委員会を設置いたしました。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　年　10　月頃　～　2022　年　11　月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトにより入力している  公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所（サイトＵＲＬ）：https://matsunai.jimdofree.com/%EF%BD%84%EF%BD%98%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF/  ＤＸ推進の取組み内  ■４■「松内建設のＤＸ現状」 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　年　9　月頃　～　2022　年　10　月頃 | | 実施内容 | (1) グループウェア  Googleworkspaceを使用。二段階認証での管理  (2) ＰＣハード  ESET Internet Securityをインストールして使用。  今後は毎年一回（9月実施）セキュリティ体制を見直していく事とする。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。